

津市生活困窮者就労準備支援事業実施要綱

平成27年7月13日訓第66号

改正 平成30年10月1日訓第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就労準備支援事業の対象者は、本市の区域内に居住している生活困窮者（法第3条第1項に規定する生活困窮者をいう。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する者

- ア 就労準備支援事業の利用を申請した日（以下「申請日」という。）の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者（以下「生活困窮者等」という。）の収入の合計額が、収入額（315,000円に生活困窮者と同一の世帯に属する者の数に1を加えた数を乗じて得た額（生活困窮者が生活困窮者と同一の世帯に属する者を有する場合には、当該額に189,000円を加算した額）に給与所得控除額を加えて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を12で除して得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げた額。以下「基準額」という。）に生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下である者
- イ 申請日における生活困窮者等の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下である者

(2) 前号に該当する者に準ずる者として次のいずれかに該当する者

- ア 前号のア又はイに規定する額のうち把握することが困難なものがある者
- イ 前号に該当しない者であって、同号ア又はイに該当する者となるおそ

れがあるもの

ウ 市長が特に就労準備支援事業による支援が必要と認める者
(就労準備支援担当者の設置等)

第3条 就労準備支援事業の円滑な実施を図るため、本市に就労準備支援担当者(以下「担当者」という。)を置く。

2 担当者の職務は、次のとおりとする。

(1) 就労準備支援プログラム(生活困窮者が抱える課題並びに次号から第4号までに掲げる支援の目標及び具体的内容を記載したものをいう。)の作成及び見直しに関すること。

(2) 適正な生活習慣の形成を促すための支援に関すること。

(3) 社会的能力の形成を促すための支援に関すること。

(4) 就労に向けた技法及び知識の習得等を促すための支援に関すること。

(5) その他就労準備支援事業の実施に関し市長が必要と認めること。

3 担当者は、次のいずれかに該当する者のうちから、市長が委嘱する。

(1) キャリア・コンサルタントの資格を有する者

(2) 産業カウンセラーの資格を有する者

(3) 市長が前2号に掲げる者と同等の能力又は実務経験を有すると認める者

4 担当者は、厚生労働省が実施する養成研修を修了している者でなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(委託)

第4条 就労準備支援事業は、市長が適当と認める法人その他の団体に委託してこれを行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成27年7月15日から施行する。

附 則(平成30年10月1日訓第47号)

この訓は、平成30年10月1日から施行する。